令和7年度

Gビズ IDの民間サービスでの活用事例等の募集及び

実証的接続実験の実施要領

デジタル庁　国民向けサービスグループ

1. 事業の概要

1.1 案件名

令和7年度 G ビズ ID の民間サービスでの活用事例等の募集及び実証的接続実験の実施要領

1.2 公募の背景及び目的

G ビズ ID は、事業者（法人・個人事業主）が1つのアカウントで様々な事業者向け行政手続システムへのログインすることを可能にする認証基盤であり、2020 年の運用開始以来、利用者数及び接続サービス数は着実に拡大している。2025 年3月末時点で、アカウント発行累計数は 125 万者、接続サービス数は 210 サービスに達しており、例えば、補助金申請、社会保険手続、各種許認可等に係るオンライン行政手続サービスへの共通のログイン手段として活用されている。このように、G ビズ ID は事業者向け行政手続のオンライン化の促進、さらには事業者のデジタル化の推進に資する基盤としての役割を果たしている。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定。以下「重点計画」という。）においても、G ビズ ID について、デジタル公共インフラの1つとして位置づけて整備し、その利用拡大を進めることとしている。

G ビズ ID が行政サービスにおいて着実に利用が拡大している一方で、民間サービスとの接続については行われておらず、現時点では、G ビズ ID はその接続先を行政機関等に限定して運用されている。

他方、民間における取引や契約等の場面でも、事業者の認証手段として G ビズ ID に関する利用要望があることや、また、先の重点計画においても、G ビズ ID について、「ウラノス・エコシステムのトラストに関する検討も踏まえ、民間での認証機能の利用拡大を検討する」旨明記されていることを踏まえ、G ビズ ID の民間サービスとの連携に関して、その実現可能性を含め、今後方向性を整理していく必要がある。

本公募は、上記の検討の一環として、G ビズ ID の民間サービスとの連携に関してのシステム面及び制度面の課題を抽出し、今後の制度設計等に資する検討に繋げることを目的として、G ビズ ID との連携が考えられる民間サービスの事例や、民間事業者における G ビズ ID の活用方法等について広くアイデア・提案を募集する。さらに、提案のあったサービスの一部について、G ビズ ID システムとの試験的な接続を認める実証的取組を実施する。

2.G ビズ ID 活用事例の公募に関する事項

2.1 公募内容

1. 公募内容

本公募では、民間サービスにおける G ビズ ID の利活用に係る具体的な事例や構想等について、広く提案を募集する。なお、提案においては、既存のサービスとの連携によるものに限らず、新たに構築を想定するサービスとの連携に関するものも含めて差し支えなく、また、構想段階にある未実装のアイデア等についても、提案の対象とする。提案の提出後は、提案内容の確認を目的として、必要に応じてデジタル庁からのヒアリングを実施する。

提案では、以下のような特徴を有するサービスを想定している。

- 公共性・公益性が高く、公的な本人確認や認証手段が必要であること
- 広く一般の事業者によって利用されること
- 多くのトランザクションが発生し、G ビズ ID との連携により手続の効率化の効果が見込まれること

具体的には、事業者による銀行口座開設や通信機器等の法人契約手続における本人確認、国際的な企業間取引におけるデータ連携基盤等への認証、学術研究データベースへのアクセス時の認証等を行うサービス等が考えられる。

また、提案のサービスについて、GビズIDとの実証的な接続の実施を希望する場合には、当該希望の有無を提案書提出時に明記するものとし、デジタル庁において、当該サービスの特性、技術的な接続可能性、実施体制等を総合的に勘案した上で、その実施の可否について判断を行う。適切と認められた提案については、3.G ビズ ID との実証的な接続実験に関する事項のとおり、実証的な接続を個別に実施することとする。

なお、応募に要する一切の費用は事業者の負担とする。

2. 対象事業者

事業者向け手続サービスを提供する日本企業および外国企業の日本法人・支店を含む、日本国内でサービスを展開している事業者で G ビズ ID サービス連携利用規約第2条第1項(2)に該当しない者

3. 公募期間

令和7年6月27日(金)～令和7年7月28日(月)正午必達

4. ヒヤリング実施期間

令和7年8月上旬～令和7年9月上旬

提案内容の確認を目的として、必要に応じてデジタル庁からヒアリングを実施する。提案事業者は、ヒアリング実施にあたり、別途日程調整に応じるものとする。

なお、ヒアリング後も、民間サービス連携に関してデジタル庁から連絡する場合がある。

5. 公募に関する説明会

本公募に関する内容の説明を、オンライン(Microsoft Teams)により実施する。説明会では質疑にも応じる。なお、事前登録は不要。

日時:令和7年6月 30 日(月)15:00～16:00

URL: 今すぐ会議に参加する

会議 ID: 423 350 514 429 5

パスコード: es2fH2Xy

※表示名は「企業名(略称可)_氏名」を推奨

6. 提案いただきたい内容

Ｇビズ ID と連携するサービスの概要

(1) サービス名称

既存サービスで商標登録されていればその名称を記載すること。

新規サービスの場合、現在のサービス名称案を記載すること。

(2) サービス内容

1. 公募内容で記したデジタル庁が想定している特徴を有するサービスであるかわかるようにサービス内容を記載すること。

(3) 既存、新規の別

既にサービス提供を行っているか、今後、提供を予定しているサービスかを記載すること。

(4) その他

Ｇビズ ID 連携に期待すること、および課題。

1日の想定利用者数、ピーク時の想定利用者数。

7. 提出方法

(1) 提案は、４．４に記載する連絡先に電子メールにより提出すること。

(2) 用紙サイズはＡ４を原則とし、日本語で作成すること。

(3) 送信メール件名は「【応募事業者の名称(例：〇〇株式会社)】提案書(令和７年度ＧビズＩＤの民間サービス連携)」とすること。

(4) ファイルを含めメールの容量が１０ＭＢを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。

3.G ビズ ID との実証的な接続実験に関する事項

3.1 実証実験の実施について

「2 G ビズ ID 活用事例の公募に関する事項」において提案されたサービスのうち、G ビズ ID システムとの実証的な接続実験を希望するサービスについては、デジタル庁において適正な審査を実施し、適切と認められたサービスに対して、以下の通り実証的な接続の取組を実施する。

1. 実証実験の内容

（1）実証的な接続実験への参加を希望する提案事業者は、G ビズ ID に係る下記の各種規約等を事前に熟読し、その内容を十分に理解した上で参加を希望すること

・利用規約

・プライバシーポリシー

・G ビズ ID サービス連携利用規約

・G ビズ ID 接続システム向けガイドライン

・法人共通」基盤におけるトラストフレームワーク

（2）実施期間

令和7年8月下旬～令和8年3月31日

（3）連携サービス数

5サービス程度を想定

（4）G ビズ ID システムが提供する認証機能の範囲

実証実験において、G ビズ ID が連携サービスに対し連携する情報は、G ビズ ID 接続システム向けガイドラインにおける属性取得リクエストレスポンスに関する一覧のうち openid に限定することとし、法人及び利用者に係るその他の属性情報の提供は行わない。

2. 接続サービスの選定方法

G ビズ ID システムとの実証的な接続を認めるサービスについては、3. 選定基準に基づき選定する。

3. 選定基準

選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

（1）サービスの特徴

以下の特徴（再掲）を有するサービスであるか。

・　公共性・公益性が高く、公的な本人確認や認証手段が必要であること

・　広く一般の事業者によって利用されること
・　多くのトランザクションが発生しており、G ビズ ID との連携により手続の効率化の効果が見込まれること

（2）遂行能力

・本実証を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。

・実施スケジュール、計画が無理なく組まれており、実証実験の確実な実施・運営が見込めるか。

（3）その他特筆すべき応募内容があるか。

4. 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、又はヒアリングを実施することがある。また、必要に応じて、デジタル庁と提案事業者との間で調整を行い、提案内容の修正等を求める場合がある。

5. 提案の採択

デジタル庁は、採択したときは、本接続実験の採択事業者に対して令和7年8月下旬までにその旨通知する。

3.2 実証実験の報告

本接続実験に参加したサービスについては、G ビズ ID システムとの接続に係る事項を整理した報告書を提出するものとする。

1. 報告内容

報告書には以下の内容を記載すること。

（1）G ビズ ID と連携するサービスの概要

サービス名称

サービス内容

既存、新規の別

その他

（2）進捗状況に関する実績工程表

G ビズ ID システムとの連携に係るシステム開発の期間

連携後の運用期間（実績）

（3）運用実績書

G ビズ ID システムとの連携後の、ユーザーの利用実績、満足度、課題等

（4）費用実績

開発費用

運用費用

その他

2.　報告期限

令和8年3月31日(火)

3.　提出方法

(5) 実証調査研究報告書は、４．４に記載する連絡先に電子メールにより提出すること。

(6) 用紙サイズはＡ４を原則とし、日本語で作成すること。

(7) 送信メール件名は「【応募事業者の名称(例：〇〇株式会社)】報告書(令和７年度ＧビズＩＤの民間サービス連携)」とすること。

(8) ファイルを含めメールの容量が１０ＭＢを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。

4. その他特記事項

4.1 応募に関する前提

事業者は、G ビズ ID の利用規約、プライバシーポリシー、サービス連携利用規約、G ビズ ID 接続システム向けガイドラインを理解した上で応募すること。

4.2 変更に係る申し入れについて

事業者の都合で連携に関する計画の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもってデジタル庁に申入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名することによって変更を確定する。

4.3 実証調査の中止について

デジタル庁の都合で研究期間最終日よりも前に、本事業が中止になることがある。その場合、デジタル庁は速やかに事業者に中止時期、理由等を明記した書面をもって事業者に通知する。

事業が期間最終日よりも前に中止になった場合でも、それまでに要した研究費用の一切は事業者の負担とする。

4.4 担当部署（本公募に関する問合せ先）

デジタル庁　国民向けサービスグループ　G ビズ ID 班

担当者：本多、鱸

メールアドレス：gbizid-ops@digital.go.jp